

意見書案第 1 号

特定商取引法平成 28 年改正における 5 年後見直し規定に基づく同法の抜本的  
改正を求める意見書

上記の意見書を関係方面に提出されたく、別紙のとおり加東市議会会議規則第 14 条第 2  
項の規定により提出します。

令和 5 年 9 月 28 日提出

加東市議会総務文教常任委員会  
委員長 藤 尾 潔

特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく同法の抜本的  
改正を求める意見書

特定商取引法（以下「特商法」という。）の平成28年改正の際、附則においていわゆる5年後見直しが定められ、令和4年12月に同改正法の施行から5年が経過した。

令和4年版消費者白書によると、令和3年における消費生活相談は85.2万件でここ15年ほど高止まりが続いており、特商法の対象取引分野の相談は全体の54.7%にのぼる。そして、訪問販売及び電話勧誘販売の相談については、65歳以上の高齢者の相談割合は65歳未満の割合の2倍を超え、高齢者が被害に遭いやすい。さらに、認知症等高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が48.6%を占めている。超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要である。また、インターネット通販に関する相談が世代全体の27.4%と最多となり、トラブルが増加しているが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。連鎖販売取引、いわゆるマルチ取引は、20歳代において高い比率を占めており、令和4年4月の成年年齢の引下げにより、18歳から19歳を狙ったマルチ被害の増加が予想される。これらの消費者被害に対処するために、国に対し、下記の事項について特商法の改正を行うよう要望する。

記

- 1 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には、勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。
- 2 SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政規制、クーリング・オフ等を認めること。また、権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求する制度を導入すること。
- 3 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月28日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣 殿

兵庫県加東市議会議長 高瀬俊介